

1. 件名：中国電力株式会社島根2号炉の新検査制度導入に伴う実用炉規則改正等に係る原子炉設置変更許可申請への反映について

2. 日時：令和2年9月9日 14時30分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門

正岡管理官補佐、角谷管理官補佐、義崎管理官補佐、照井安全審査官、桐原調整係長

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他3名※

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、新検査制度施行に伴い改正された「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」に定める「燃料体の最高燃焼度及び最大挿入量」の部分の考え方等について、令和2年9月4日の提出資料に基づき確認があった。

(2) 原子力規制庁から、最高燃焼度については、「発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド」に記載されているように、炉心管理において燃料健全性を確保するうえで管理する必要があるものを記載する必要がある、燃料集合体の他に、燃料材（ペレット）、燃料要素についても必要と考えている旨回答し、必要であれば、技術的な議論に応じる旨伝達した。

(3) 中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

なし